

調達価格等算定委員会（第38回）

議事要旨

○日時

平成30年10月1日（月）10時00分～12時00分

○場所

経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

○出席委員

山内弘隆委員長、高村ゆかり委員長代理、大石美奈子委員、松村敏弘委員、
山地憲治委員

○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山影省エネルギー・新エネルギー部政策課長、
山崎新エネルギー課長、杉山再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

○議題

- （1）国内外の再生可能エネルギーの状況と今年度の調達価格等算定委員会の論点
について

○議事要旨

- 山内委員長及び高村委員長代理より、本年8月2日に第37回調達価格等算定委員会を開催し、価格低減トレンドや世界の動向も参考にしつつ、効率的に事業を実施できる先進的な事業者に照準を合わせた水準として、太陽光第2回入札の上限価格を15.5円/kWhとする委員会意見を取りまとめるとともに、forward-lookingな価格設定を行ったことが事業者に伝わるような議事要旨の作成を事務局に依頼した旨の説明があった。

- （1）国内外の再生可能エネルギーの状況と今年度の調達価格等算定委員会の論点
について

<①全体のフレームワークと電源横断的な論点について>

委員

- バイオマス発電は「地域との共生を図りつつ緩やかに自立化に向かう電源」とされ

ているが、輸入燃料を用いた大規模案件はこの類型になじまないのではないか。

- 特に 2020 年度及び 2021 年度の調達価格については、2020 年度末に FIT 法の抜本見直しの期限が到来することを踏まえ、制度の複雑化を防ぐ観点も含めつつ、対応を行う必要があるのではないか。
- FIT 法の抜本見直しにかかわらず進めていく事項については、できるだけ早期に決定することが重要ではないか。リードタイムの長い電源は予見可能性を確保するために複数年度価格設定を行っており、2021 年度の調達価格の検討に当たっては、こうした電源の導入を阻害しないよう配慮が必要ではないか。
- IRR の水準については、これまでは太陽光発電の利潤配慮期間を見直したただけであったが、「地域との共生を図りつつ緩やかに自立化に向かう電源」に配慮するとしても、今年度の委員会で太陽光発電以外の電源を議論すべきではないか。
- IRR の水準は、設定後 6 年が経過している中で、送配電事業者の事業報酬率の水準なども踏まえつつ、供給量勘案上乗せ措置の取扱いだけでなく、適正な利潤そのものの検討が必要ではないか。
- 発電側基本料金の導入は 2020 年以降であり、セットで導入されている一般負担の上限見直しの効果を分析する必要があることも踏まえると、慎重に精査することが必要ではないか。
- 発電側基本料金が一般負担の上限見直しとセットであるとすれば、過去に多くのイニシャルコストを負担している事業者には調整を行わないことはアンバランスではあるものの、FIT 制度の国民負担が増大する状況において賦課金で補填することには慎重であるべきではないか。発電側基本料金の制度自体を検討する場に対して、本委員会から逆に検討を要請する可能性も含めて検討する必要があると考えるが、そのような可能性があるとしたら、来年度のできるだけ早期に取扱いを議論する必要があるのではないか。
- 発電側基本料金については、既認定案件の取扱いは慎重に検討する必要があるとしても、リードタイムの長い電源の中には発電側基本料金の影響が大きいものがあることも踏まえ、新規認定案件は FIT 法第 3 条第 4 項における「通常要する費用」として反映されることを確認するべきではないか。

委員長

- 今年度の本委員会の検討のフレームワークについては、輸入燃料を用いたバイオマス発電について考慮する必要はあるものの、「急速なコストダウンが見込まれる電源」と「地域との共生を図りつつ緩やかに自立化に向かう電源」に切り分け、国内外のコスト動向を見据えつつ、コスト低減の加速化を検討するという事務局の提案に異論はなかった。
- 複数年度価格設定については、2020 年度末に FIT 法の抜本見直し期限が到来する

ことと齟齬が生じないようにしつつ、リードタイムの長い電源などには配慮する方向でまとまった。

- IRR の水準については、供給量勘案上乘せ措置の取扱いに加えて、適正な利潤の水準そのものについても、今年度の委員会で改めて検討を行う方向でまとまった。
- 発電側基本料金の調整措置は、既認定案件と新規認定案件は別途の検討が必要であるなどといった指摘もあったが、基本的には来年度以降に検討を行う方向でまとまった。

<②急速なコストダウンが見込まれる太陽光発電・風力発電について>

委員

- 価格目標は当該年度に運転開始する案件の平均値であるため、認定から運転開始までのタイムラグを考慮して決定する必要があるのではないか。
- 民間調査機関が示している発電コストの将来見通しが想定している導入量の見通しを示してほしい。
- p42 のトップランナー分析では、全案件のモジュール平均値が 19.5 万円/kW とされているが、過積載の影響があるのではないか。正しい判断ができるよう、定期報告の提出率を増やすことはもちろん、データの質を改善してほしい。
- 太陽光発電や風力発電について、海外よりも土地代が高いという声があるが、コスト低減のポテンシャルを精査する観点から、詳細な分析をお願いしたい。
- 太陽光発電は入札制拡大が原則だが、50kW 未満は直近でも年間 5 万件の認定案件が存在するため取扱いが難しい。電気設備の構造では 500kW が基準となることも念頭に置くと、50kW~500kW の間のどの規模以上を入札対象とするか、今後具体的に議論していく必要があるのではないか。
- 入札制度をコストダウンの方策として活用することに異論はないが、これまでの入札では国が設定した入札量を下回る規模の応募にとどまっており、事業者ヒアリングなどを通じて、どのような事業環境整備が必要かといった点も含め、原因と障壁を分析していくことが必要ではないか。
- 第 3 回の太陽光入札は既に大枠を決定しているが、例えば上限価格を公表して実施するなど、一定の調整も検討事項としてはどうか。
- 入札対象外案件が経済的に有利にならないようにすることが最も重要であり、このことが担保されれば、事務コストなどを考慮して入札対象範囲が多少小さくなったとしても弊害は少ないのではないか。
- 地域に再生可能エネルギーが根付くために地域公共案件は重要であり、FIT 制度において一定の配慮が必要ではないか。
- 地域公共案件には公共目的があるため、補助金などで支援を行うことは合理的であ

るとしても、他の政策目的への配慮を調達価格において行うべきではないのではないか。

- リードタイムが短いことを踏まえると、住宅用太陽光発電の 2020 年度の価格を今年度決定することはむしろ適切ではないのではないか。
- ZEB や ZEH といった取組を進めている中で、住宅用太陽光発電の 2020 年度の価格を決めることが難しいとしても、買取対象とすること自体は決定できないか検討を行うべきではないか。
- 陸上風力の 2020 年度の価格や洋上風力(一般海域の海域利用ルール適用外)の 2020 年度の価格は、FIT 法抜本見直しの検討を踏まえて大局的に決定するべきではないか。
- 太陽光発電や風力発電については、コスト低減の重要なファクターが事業環境整備であり、具体的な制度として反映していくのは別の委員会や政府であるとしても、本委員会でも何がコストダウンに必要なかといった観点から、一步踏み込んだ議論を行うべきではないか。

事務局

- 民間調査機関が示している発電コストの将来見通しが想定している導入量の見直しは、次回以降用意させていただきたい。
- 御指摘をいただいたデータは、可能な限りお示ししたい。定期報告データについては、FIT 認定事業者に報告義務を果たしていただくよう取り組んでいるところであるが、あわせてデータの質も向上させていきたい。

委員長

- 事業環境整備やコスト低減のポテンシャルについては、ヒアリングを含めて精査していくことが重要であるという意見があった。
- 太陽光発電や風力発電の価格目標については、事務局の提案のとおり、認定から運転開始までのタイムラグも考慮しつつ、価格目標の前倒しをするかどうか検討する方向でまとまった。
- 事業用太陽光発電については、原則として競争性が確保されるまで入札対象を拡大する方向でまとまった。委員からは、競争的な入札となる制度設計を考えるべきではないか、あるいは、入札対象とそれ以外の案件で歪みが生じないようにするべきではないかといった意見があった。
- 地域公共案件については様々な意見があったが、一般論と個別論の違いだったように思う。いずれにせよ、今後具体的に検討を進めていきたい。
- 第 2 回太陽光入札で上限価格を非公表として実施したことを踏まえると、第 3 回の上限価格を公表することは難しいと思うが、試行的期間の取組として柔軟に別途詳

しく検討したい。

- 住宅用太陽光発電の 2020 年度の調達価格は、今年度は決定しないという方向の意見が多かったが、買取対象となる旨を情報発信するべきとの意見もあった。
- 風力発電については、陸上・洋上を問わず、早期に入札を導入することに異論はなかったが、特に洋上風力発電の事業環境整備の必要性について指摘があった。

<③地域との共生を図りながら緩やかに自立化に向かう地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電について>

委員

- 「地域との共生を図りつつ緩やかに自立化に向かう電源」の 2021 年度の調達価格については、FIT 法の抜本見直し期限の先ではあるが、予見可能性の観点から決定することが適切ではないか。
- 地熱発電は 15,000kW を境に区分を設定していることにより、20,000~30,000kW の規模の案件にインセンティブが働かなくなっており、規模で区分を設定する弊害を検討する必要があるのではないか。
- 地熱発電の区分設定については、弊害をなくすために区分を増やしたとしても、張付きが発生する箇所が増えてしまう。小規模案件の導入が止まらないよう慎重な検討が必要ではあるが、小規模案件の優遇をやめるということも一つの選択肢ではないか。
- 地熱発電は探査費用が高いため、国が探査を行う方法や、調達期間当初は高い調達価格を設定したうえで調達期間の経過とともに調達価格が低減する欧州の価格設定方式などを検討する余地があるのではないか。
- 地熱発電の調達価格を高くしても、その恩恵を受けるのは地熱開発に成功した者であり、初期投資が失敗するリスクに対する支援策としては適当ではないのではないか。国が自ら実施するかどうかは別として、探査のコストを下げることは重要であり、別の委員会などで重点的に議論することが必要ではないか。
- バイオマス発電が希少資源を燃料として使用していることも踏まえると、国民負担の観点から、春や秋ではなく、夏や冬などの電気の高い時期に売電できるようなインセンティブを FIT 法抜本見直しにおいて検討するべきではないか。
- 現在入札制に移行しているバイオマス発電は 2019 年度も入札とするのではないかと考えているが、具体的には今年度の経験を踏まえて検討したい。
- バイオマス発電については、燃料が輸入燃料かどうか、食料用途と競合しうるかといった観点を含め、持続可能性に沿っているか慎重に検討を行うことが必要ではないか。
- バイオマスの新規燃料については、燃料のポテンシャル、資源の利用可能性、現在

の利用の状況、持続可能性及びコスト低減見通しの点から、少なくとも昨年度にパーム油を議論した時と同程度のデータを出していただく必要があるのではないか。

- バイオマス発電の石炭混焼案件は、専焼案件とコスト構造が異なる可能性があるため、事業者にコストデータを提出いただき、低コストであればFITから卒業させることも含めて、FIT制度上の取扱いを議論する必要があるのではないか。
- 石炭火力発電にバイオマスを混焼することによって排出係数を下げるとは、FIT制度によって支援するのではなく、事業者が自ら取り組むべきものではないか。
- メタン発酵バイオガス発電については下水汚泥、食品残さ、家畜糞尿などの燃料種によってコスト構造に差がある可能性があり、燃料種ごとのコスト構造を明らかにするべきではないか。

委員長

- 「地域との共生を図りつつ緩やかに自立化に向かう電源」については、リードタイムを考慮しつつ、2021年度の調達価格を検討することに異論はなかった。
- 地熱発電については、事業リスクや初期投資費用の大きさも踏まえ、FIT制度以外の支援も含めて検討していく方向でまとまった。また、あわせて価格区分についても、細分化するのか、大括り化するのかといった点を含め、議論を行う方向でまとまった。
- バイオマス発電の新規燃料については、そのデータの収集を進める方向となった。
- バイオマス発電の石炭混焼案件については、RPSからの移行案件も含めてデータの収集を行ったうえで、次回以降の委員会でその結果の報告を行うことを事務局に求めたい。

- 本日の論点については、概ね事務局の方向性でまとまった。委員からの指摘事項等については、事務局で再整理いただき、対応願いたい。次回の委員会では、各論の検討に入る前に、各電源の業界団体からヒアリングを行うこととしたい。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365